

## 障害児支援体制における中核機能強化事業所の必要性について

現在、障害児通所支援事業所が増加しており、市内2か所に設置している障害児支援の中核拠点である児童発達支援センターだけでは支援体制が不十分である。そこで、中核機能強化事業所を本市に位置付けることで、児童発達支援センターの機能を補完し、支援体制の機能強化を図りたい。

### 1 児童発達支援センターとは

(児童福祉法 43 条)

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

#### ○市内の児童発達支援センター

施設名	ひばり園	コアラ園
所在地	上津町	田主丸町
運営主体	(社)久留米福祉会	(社)ゆうかり学園
対象	知的障害・精神障害・発達障害	知的障害・精神障害・発達障害・身体障害

### 2 中核機能強化事業所とは

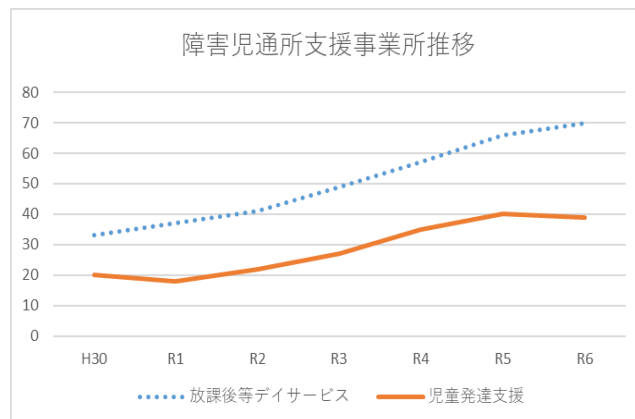
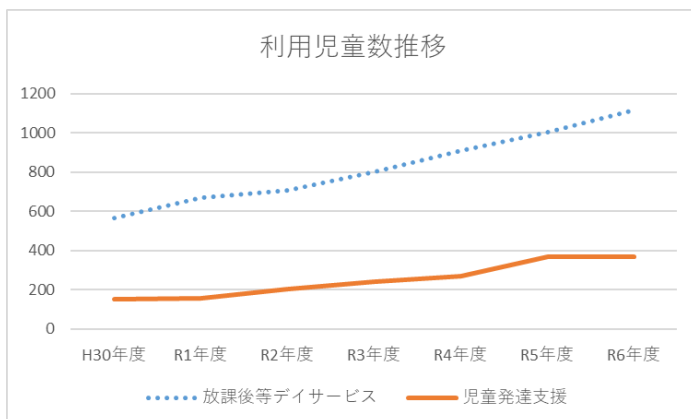
人口規模や広域である等の理由により、設置している児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分である場合などにおいては、児童発達支援センター以外の事業所を「中核機能強化事業所」として位置づけることが可能となる。

#### ○中核機能強化事業所の要件（加算の要件）

- ①所在する市町村に中核的な役割を果たす事業所として位置づけられていること
- ②市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること。
- ③専門的な発達支援および家族支援の提供体制を確保していること
- ④地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有すること
- ⑤地域の障害児支援体制の状況及び上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
- ⑥自己評価の項目について、外部の者による評価を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑦主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する者として、常勤選任で1以上加配をしていること

### 3 本市の現状と課題

障害児が通所する事業所は、未就学児が通う「児童発達支援」と主に就学児が通う「放課後等デイサービス」の2種類ある。久留米市では「児童発達支援」については総量規制をかけており、新たに指定はできない。一方、「放課後等デイサービス」については総量規制をかけておらず、右肩上がりに増えている。



事業所数が増え続けていく中で、児童発達支援センターの2事業所だけでは、障害児通所支援事業所からの相談等へ対応する等の中核的な役割を果たすことが難しい状況にあり、事業所の質の低下も懸念される。

### 4 方針

以上のことから、本市においては、中核機能強化事業所が必要であると判断し、中核機能強化事業所に児童発達支援センターの機能を補完させることで、支援体制の充実強化を図りたい。